
「店頭デリバティブ取引会員会費規則」の制定等について

日証協・平 20. 3. 19

去る平成 19 年 9 月 30 日に本協会定款が改正され、協会の種類に「店頭デリバティブ取引会員」を新設したところであるが、定款第 30 条で準用する同第 15 条で規定する店頭デリバティブ取引会員の会費について、その体系、計算方法及び納入方法等に関して必要な事項を定めるため、今般、「店頭デリバティブ取引会員会費規則」を制定するとともに、その他関連規則について、所要の整備を行ったものである。

本規則の制定等の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「店頭デリバティブ取引会員会費規則」の制定等について

平成 20 年 3 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 制定等の趣旨

去る平成 19 年 9 月 30 日に本協会定款が改正され、協会の種類に「店頭デリバティブ取引会員」を新設したところであるが、定款第 30 条で準用する同第 15 条で規定する店頭デリバティブ取引会員の会費について、その体系、計算方法及び納入方法等に関して必要な事項を定めるため、「店頭デリバティブ取引会員会費規則」を制定するとともに、その他所要の整備を図ることとする。

2. 制定等の骨子

(1) 会費の体系及び計算方法

会費は、定額会費、営業所割会費及び登録外務員割会費に区分する。

定額会費は、1 店頭デリバティブ取引会員につき月額 7 万円とし、営業所割会費及び登録外務員割会費は、会員会費規則に定められた 1 単位あたりの月額に当該店頭デリバティブ取引会員の計数を乗じて算出するものとする。

(2) 会費の納入方法

店頭デリバティブ取引会員は、本協会からの請求に基づき、原則毎月 25 日（休業日の場合は前営業日）までに会費を納入する。

(3) 新規加入時等における会費の取扱い

本協会に新規に加入する店頭デリバティブ取引会員は、当該加入日の属する月から会費を納入することとする。また、店頭デリバティブ取引会員が合併した場合における存続会社又は新設会社の会費（定額会費を除く。）は、存続会社又は新設会社からの申告に基づく、合併日現在における営業所及び登録外務員数により、当該事業年度の料率を乗じて計算する。

(4) 「会員会費規則」の一部改正

「店頭デリバティブ取引会員会費規則」を制定することに伴い、「会員会費規則」に関し、所要の整備を図る。

3. 実施の時期

平成 20 年 3 月 19 日から施行する。

以 上

店頭デリバティブ取引会員会費規則

（目 的）

第 1 条 この規則は、定款第 30 条で準用する同第 15 条に規定する店頭デリバティブ取引会員の会費について、会費の体系、計算方法及び納入方法等に関して必要な事項を定め、会費の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。

（会費の体系）

第 2 条 会費は次のとおり区分する。

- 1 定額会費
- 2 営業所割会費
- 3 登録外務員割会費

（会費の計算方法等）

第 3 条 店頭デリバティブ取引会員が納入する会費は、以下により算出された各会費の合計額とする。

- 1 定額会費

定額会費は、1 店頭デリバティブ取引会員につき月額 7 万円とする。

- 2 営業所割会費

「会員会費規則」第 3 条第 2 号ハに定める 1 単位あたりの月額（百円未満切り捨て）に、次年度予算編成を行う年度の暦年末日現在における当該店頭デリバティブ取引会員の営業所数（金融商品取引法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号に定める「本店その他の営業所又は事務所」の数から 1 を差し引いた数）を乗じて算出される金額とする。

- 3 登録外務員割会費

「会員会費規則」第 3 条第 2 号ハに定める 1 単位あたりの月額（百円未満切り捨て）に、次年度予算編成を行う年度の暦年末日現在における当該店頭デリバティブ取引会員の登録外務員数を乗じて算出される金額とする。

- 2 前項に規定する会費の算出に際して、本協会が必要と認めるときは、別途資料を徴収することができる。

（特例措置）

第 4 条 会費の計算に当たり、本協会が認めた店頭デリバティブ取引会員には特例措置を設けることができる。

（会費の納入方法等）

第5条 店頭デリバティブ取引会員は、本協会からの請求に基づき、原則毎月25日（休業日の場合は前営業日）までに、会費を納入しなければならない。

（新規加入時等における会費の取扱い）

第6条 定款第22条第1項の規定により、本協会に加入の承認を受けた店頭デリバティブ取引会員は、当該加入日の属する月から会費を納入しなければならない。

2 前項に規定する会費は、定額会費に加え、新規加入店頭デリバティブ取引会員からの申告に基づく、新規加入時における営業所数及び登録外務員数により、当該事業年度の料率を乗じて算出する。

3 定款第26条第1項の規定により、本協会の加入内容の変更の承認を受けた店頭デリバティブ取引会員は、変更日の前日が属する月までは変更前の会員として支払う会費を、その翌月以後の月は前項に規定する会費を、それぞれ納入しなければならない。この場合、前項中「新規加入店頭デリバティブ取引会員」とあるのは「加入内容変更店頭デリバティブ取引会員」と、「新規加入時」とあるのは「加入内容変更時」とそれぞれ読み替えるものとする。

（脱退又は除名時における会費の取扱い）

第7条 本協会から脱退する又は除名の処分を受けた店頭デリバティブ取引会員は、当該脱退又は除名の日の前日が属する月まで会費を納入しなければならない。

（合併時における会費の取扱い）

第8条 店頭デリバティブ取引会員が合併した場合における存続会社又は新設会社の会費（定額会費を除く。）は、存続会社又は新設会社からの申告に基づく、合併日現在における営業所数及び登録外務員数により、当該事業年度の料率を乗じて計算する。なお、合併日が月初でない場合、合併日の属する月の翌月から適用する。

（事業の譲渡し及び譲受け時における会費の取扱い）

第9条 事業を譲り渡した店頭デリバティブ取引会員及び事業を譲り受けた店頭デリバティブ取引会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 事業を譲り渡した店頭デリバティブ取引会員及び事業を譲り受けた店頭デリバティブ取引会員の会費（定額会費を除く。）は、当該店頭デリバティブ取引会員からの申告に基づく、事業の譲渡し又は譲受けの日現在における営業所数及び登録外務員数により、当該事業年度の料率を乗じて算出する。なお、事業の譲渡し又は譲受けの日が月初でない場合、事業の譲渡し又は譲受けの日の属する月の翌月から適用するものとする。
- 2 事業を譲り受けて新たに設立された店頭デリバティブ取引会員の新規加入時における会費は、その都度、その取扱いについて定める。

付 則

この規則は、平成 20 年 3 月 19 日から施行する。

「会員会費規則」の一部改正について

平成20年3月19日

(下線部分変更)

新	旧
(新規加入時等における会費の取扱い) 第6条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 定款第30条で準用する同第26条第1項の規定により、本協会の加入内容の変更の承認を受けた会員は、変更日の前日が属する月までは変更前の店頭デリバティブ取引会員として支払う会費を、その翌月以後の月は前項に規定する会費を、それぞれ納入しなければならない。この場合、前項中「新規加入会員」とあるのは「加入内容変更会員」と、「新規加入時」とあるのは「加入内容変更時」とそれぞれ読み替えるものとする。 (脱退又は除名時における会費の取扱い) 第7条 本協会から脱退する又は除名の処分を受けた会員は、当該脱退又は除名の日の前日が属する月まで会費を納入しなければならない。 付 則 この改正は、平成20年3月19日から施行する。	(新規加入時における会費の取扱い) 第6条 (省 略) 2 (省 略) (新 設) (脱退時における会費の取扱い) 第7条 定款第25条の規定により、本協会の脱退の承認(除名及び資格喪失を含む。)を受けた会員は、当該脱退日の前日が属する月まで会費を納入しなければならない。